

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所
「穂の香苑」重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）サービスを提供します。

事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆ 目 次 ◆◇		
1	事業者	1
2	事業所の概要	1
3	職員の配置状況	2
4	当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5	情報の提供について	6
6	緊急時の対応	6
7	虐待について	7
8	苦情の受付について	7
9	第三者評価の有無について	8

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 厚生会 |
| (2) 法人所在地 | 矢板市平野 1 3 6 2 - 1 2 |
| (3) 電話番号 | 0 2 8 7 - 4 3 - 1 8 7 2 |
| (4) 代表者氏名 | 猪瀬 尚孝 |
| (5) 設立年月 | 昭和 4 5 年 1 月 2 0 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所・平成 1 2 年 4 月 1 日指定
栃木県 0 9 7 0 8 0 0 2 1 5 号
※当事業所は特別養護老人ホーム穂の香苑に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるように支援することを目的としています。 |

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 穂の香苑
 (4) 事業所の所在地 小山市間々田1442番地
 (5) 電話番号 0285-45-1156
 (6) 管理者氏名 小林 互
 (7) 当事業所の運営方針 高齢者自立のため、行き届いた介護環境を目指し、サポートする。
 (8) 開設年月 平成5年4月23日
 (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30 ~ 17:30

- (10) 利用定員 8人(但し、指定介護予防短期入所生活介護も含む)
 (11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室(1人部屋)	6室	
2人部屋	8室	
4人部屋	9室	
合 計	23室	
食 堂	1室	
機能訓練室	1室	
浴 室	2室	普通浴槽・中間浴槽・特殊浴槽
医務室	1室	

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(指定介護福祉施設の職員と兼務)

<主な職種の勤務体制>

職 種	職員数	指定基準	勤 務 体 制
1. 施設長	1名	1名	
2. 医師	1名	必要数	隔週 月曜日 4時間
3. 介護職員	18名以上	18名	早 番 7:00~16:00 7:30~16:30

			普通番 8:00～17:00 8:30～17:30 遅番 10:00～19:00 夜勤 17:00～ 9:00
4. 生活相談員	1名以上	1名	
5. 看護職員	3名以上	3名	早番 7:15～16:15 普通番 7:45～16:45 遅番 10:00～19:00
6. 管理栄養士	1名	1名	
7. 調理員	5名以上	5名	
8. 機能訓練指導員	1名	1名	8:30～17:30

4. 当事業所が提供するサービスと料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 7～9 割）が介護保険から給付されます。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、滞在費・食費を除き通常 7～9 割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

- ・ 原則として、週に 2 日入浴していただくことができます。
- ・ ただし、ご利用者の状態に応じて特別浴または清拭となる場合があります。

② 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 送迎サービス

- ・ ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます(料金表参照)。

⑤ その他自立への支援

- ・ ご利用者の1日の生活の流れに沿って、心身の状況に応じた支援を適切に行います。
- ・ 寝たきり防止のため、離床を適切に支援します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを適切に支援します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、整容を適切に支援します。

＜サービス利用料金＞

別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

（ア）基本料金 （料金表別紙参照）

（イ）加算料金 （料金表別紙参照）

- ☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
- ☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定書に記載してある負担限度額とします。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事

- ・ 当施設では、栄養士が立てる献立表によりご利用者の栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため、離床して食堂で食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ 食事時間は次のとおりです。
朝食 7:30 から 昼食 12:00 から 夕食 18:00 から
- ・ 食費は利用者の方の市町村民税の負担状況等によって負担額が異なります。なお、利用者お一人おひとりの健康、栄養状態に基づいた栄養管理費用については、介護保険の給付対象となります（料金表別紙参照）。
- ・ 食事開始時間から、2時間以内は遅食できますが、2時間を経過した食事に関

しては、食中毒の危険性が高まりますので、破棄させていただきます。

② 理髪・美容

- ・ 理容師・美容師の出張による理容・美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

③ レクリエーション、クラブ活動

- ・ ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動にご参加いただくことができます。

利用料金：材料代等の実費

④ 複写物の交付

- ・ ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・ 日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。
- ・ おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑥ 滞在費

- ・ 当施設は、居室が「従来型」の多床室と個室となっており、滞在費（居室料及び水道光熱費）をご負担いただきます。ご利用料金は、利用者の方の市町村民税の負担状況等により負担額が異なります（料金表別紙参照）。

⑦ 送迎実費

- ・ 通常の事業実施地域を越えた区間につき、片道1kmあたり20円を徴収させていただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

⑧ インフルエンザ流行期には、利用者並びに他の入所者への感染予防上よりインフルエンザ予防接種をお勧めします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用については、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払いいただきます。

ア 窓口での現金支払

イ 下記指定口座への振り込み

小山農協 間々田支店 普通預金 1 0 2 4 3 0 6

社会福祉法人厚生会 特別養護老人ホーム穂の香苑 施設長 小林 互

ウ 農協口座または、ゆうちょ銀行口座からの引落

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第8条参照)

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 (2) ②事項に基づく食費分

○サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 情報の提供について

当事業者が、ご利用者の情報を他機関に提供する場合は以下のとおりです。

(1) ご利用者に医療上または介護上、緊急の必要性がある場合には、他医療機関等にご利用者の心身に関する情報を提供することがあります。

(2) ご利用者が退所する場合、退所のための援助について他医療機関等に情報を提供する必要がありますと認められる場合には、あらかじめ文書でご利用者の同意を得るものとします。

6. 緊急時（事故）の対応について

(1) 当施設における緊急時（事故）の対応

当施設における緊急時（事故）は、救急救命を第一にして、迅速にご家族、ならびに各関係機関との連携を結び、協力医療機関への搬送等最善の処置に努めます。

緊急（事故発生）時の担当

緊急（事故発生）時勤務職員

電話番号 0 2 8 5 - 4 5 - 1 1 5 6

対応期間 随時

※全職員が不測の事態に対応できるようにします。

7. 虐待について

1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 施設長 小林 亙

2) 人権に関する啓発のための研修を行い意識の向上や知識、技術の向上に努めます。

3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業員が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

4) 虐待防止のための指針の整備をしていきます。

5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っていきます。

6) 成年後見人制度の利用を支援します。

7) サービス提供中に、当該施設従業員又は介護者（介護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は随時受け、苦情処理要綱に基づき速やかに解決します。また、苦情受付ボックスを1Fエレベーター前に設置しています。

苦情受付担当者 全職員

電話番号 0285-45-1156

受付期間 月～金 8:30～17:30

第三者委員会

田口 晃 電話番号 0285-45-0238

石川 浩也 電話番号 0285-45-4771

(2) 行政機関その他苦情受付機関

小山市高齢生きがい課	所在地	小山市中央町1丁目1番1号
	電話番号	0285-22-9541
	受付時間	8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地	宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル内
	電話番号	028-643-2220（直通）
	受付時間	8:30～17:00

栃木県運営適正化委員会	所 在 地	宇都宮市若草 1 - 1 0 - 6 とちぎ福祉プラザ内
	電話番号	0 2 8 - 6 2 2 - 2 9 4 1
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

※苦情受付・対応の流れについては、別紙参照

9. 第三者評価の有無について

当苑は、第三者評価を行っておりません。

令和 年 月 日

指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定(介護予防)短期入所生活介護

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、事業者から重要事項の説明を受け、指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供開始に同意し、記名捺印のうえ、利用者、事業所が各 1 通を保有するものとします。

利用者 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印
続柄